**菊　池　市**

**子ども・子育て支援事業計画**

平成27年度～平成31年度

平成27年3月現在

熊本県　菊池市

目　次

[第１章　計画策定の背景 1](#_Toc416170901)

[１．計画策定の背景と趣旨 1](#_Toc416170902)

[２．計画の位置づけ 2](#_Toc416170903)

[３．計画期間 2](#_Toc416170904)

[４．計画の対象 2](#_Toc416170905)

[５．計画策定体制 3](#_Toc416170906)

[第２章　子ども・子育てに関する現状 4](#_Toc416170907)

[１．少子化の動向 4](#_Toc416170908)

[２．世帯の状況 9](#_Toc416170909)

[３．女性の就労の状況 12](#_Toc416170910)

[４．子どもの人口の推計 13](#_Toc416170911)

[５．アンケート調査結果 14](#_Toc416170912)

[第３章　計画の基本構想 20](#_Toc416170913)

[１．基本理念 20](#_Toc416170914)

[２．基本目標の設定 21](#_Toc416170915)

[３．施策の体系 23](#_Toc416170916)

[第４章　子ども・子育て支援サービスの提供（子ども子育て支援事業計画） 24](#_Toc416170917)

[１．教育・保育提供区域の設定 24](#_Toc416170918)

[２．教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 26](#_Toc416170919)

[３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 29](#_Toc416170920)

[４．認定こども園の普及のための考え方 44](#_Toc416170921)

[５．幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続の推進 44](#_Toc416170922)

[第５章　施策の展開（次世代育成支援行動計画） 45](#_Toc416170923)

[基本目標１　みんなで子育てを支えあう体制づくり 45](#_Toc416170924)

[基本目標２　安心して子どもを産める健康づくり 47](#_Toc416170925)

[基本目標３　のびのびと子どもが育つ環境づくり 51](#_Toc416170926)

[基本目標４　子育て家族が暮らしたいまちづくり 55](#_Toc416170927)

[基本目標５　家族で子育てできる仕事と生活環境づくり 59](#_Toc416170928)

[基本目標６　子どもを危険から守るまちづくり 61](#_Toc416170929)

[基本目標７　きめ細やかな支援体制づくり 64](#_Toc416170930)

[第６章　計画の推進体制 67](#_Toc416170931)

[１．計画の推進 67](#_Toc416170932)

[２．計画の進行管理 67](#_Toc416170933)

# 第１章　計画策定の背景

## １．計画策定の背景と趣旨

我が国は急速な少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは、子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下が課題となっています。

子育て支援をめぐっては、都市部において待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本市においては、平成17年度から「菊池市次世代育成支援行動計画」に基づき、次代の社会を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育ち、誰もが安心して子どもを産み育てることのできるための施策を推進してきました。

平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」においては、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。また、全国的な少子化の流れに変化が見られないことから、国は、次世代育成支援対策推進法を平成37年3月31日まで延長し、職場や地域における子育てしやすい環境整備を図るほか、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部を改正し、母子家庭及び父子家庭に対する支援策の充実を図っています。

このような中、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく支援事業計画としての性格と、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画としての性格を併せ持つ子育て支援の総合的な計画として策定し、制度の円滑な施行に対応していくとともに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子育てしやすい環境整備のさらなる推進、強化を図っていきます。

## ２．計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」と、次世代育成支援対策推進法の延長に伴う「市町村行動計画」を一体的に策定したものであり、本市の総合計画に基づく子ども・子育てに関する部門計画として位置づけます。

地域福祉計画、男女共同参画基本計画をはじめ、各種福祉計画と整合を保ちつつ、策定しています。

|  |
| --- |
| *子ども・子育て支援法**第61条第1項　市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。* |

|  |
| --- |
| *次世代育成支援対策推進法**第8条第1項　市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。* |

## ３．計画期間

本計画は、計画期間を平成27年度から平成31年度までの５年間とします。

また、目標の達成状況を評価し、中間年度である平成29年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## ４．計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

## ５．計画策定体制

計画素案について庁内で検討した上で、「菊池市子ども・子育て会議」に諮り、計画を策定する体制としました。

**◎菊池市子ども・子育て会議**

児童福祉関係者や学識経験者など13名で構成する「菊池市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

**◎庁内策定体制**

菊池市子ども・子育て会議に提示する計画素案を作成するため、子育て支援課を中心とする事務局を設置し、庁内関係各課との意見交換と調整を図りました。

**◎ニーズ調査の実施**

本計画の策定に先立ち、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に、就学前児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 配布方法 | 幼稚園・保育園等を通じた配布または郵送による配布 |
| 回収方法 | 幼稚園・保育園等を通じた回収または郵送による回収 |
| 抽出方法 | 末子を対象として、全数調査 |
| 調査時期 | 平成25年11月 |
| 配布数 | 2,089件 |
| 有効回答数 | 823件 |
| 有効回答率 | 39.4％ |

# 第２章　子ども・子育てに関する現状

## １．少子化の動向

■総人口

本市の総人口は、平成26年4月1日現在、50,572人となっており、近年、減少が続いています。

0～14歳にあたる年少人口も6,658人と、平成21年と比較して382人減少しています。

総人口・年齢3区分人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年少人口率の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■20歳代、30歳代の女性の人口

子どもを産み育てる可能性が高い20歳代、30歳代の女性は減少傾向にあり、特に20～24歳の女性の減少が顕著なことがわかります。

20歳代、30歳代の女性の人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■出生数

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳が増加していますが、出生数全体では430人程度でほぼ横ばいに推移しています。

出生数と母親の年齢の関係をみると、25～29歳が最も多く、次いで30～34歳となっています。

母親の年齢別出生数の推移

資料：人口動態統計

母親の年齢別出生割合の推移

資料：人口動態統計

■出生率と合計特殊出生率※

出生数の状況を人口千人当たりに換算した出生率は、国よりも高いものの、県より低く推移しています。

一方、合計特殊出生率では、県とほぼ変わらない割合となっています。

出生率

資料：人口動態統計

合計特殊出生率

資料：人口動態統計（国・県）及び独自試算

※出生率とは…

10月1日現在の人口を基準として算出する人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合をいいます。

※合計特殊出生率とは…

「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

■婚姻・離婚

婚姻件数は、平成20年が298件となっていましたが、平成24年では、234件と、近年減少傾向にあります。

一方、離婚件数は、平成20年以降100件程度で推移しています。

人口千人当たりに換算した婚姻率・離婚率をみると、婚姻率は国・県よりも低く推移しており、離婚率についてはほぼ同様の推移となっています。

婚姻・離婚の件数

資料：人口動態統計

婚姻率・離婚率の比較

資料：人口動態統計

## ２．世帯の状況

■総世帯数

総世帯数は増加傾向にあり、夫婦のみの世帯と母と子どもの世帯の増加が顕著となっています。

総世帯数に占める割合をみると、核家族世帯と単独世帯の割合が上昇していることがわかります。

総世帯数の推移

資料：国勢調査

家族構成の割合の推移

資料：国勢調査

■子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯は減少傾向にあります。

平成12年と平成22年を比べると、全体で941戸（0～6歳は263戸、
7～18歳は678戸）と、17.2％減少しています。

子どものいる世帯の推移

資料：国勢調査

■ひとり親世帯

母子世帯、父子世帯ともに、増加傾向にあります。

平成12年と平成22年を比べると、母子世帯が348世帯、父子世帯が62世帯増加しています。

また、母子世帯、父子世帯ともに国、県の割合よりも多くなっています。

ひとり親世帯の推移

資料：国勢調査

ひとり親世帯の割合の推移

資料：国勢調査

## ３．女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30-34歳にくぼみ（一時的な就労率の低下）がでる「Ｍ字カーブ」を描いていますが、そのくぼみは小さくなっています。

女性の年齢別就業率

資料：国勢調査（平成22年）

## ４．子どもの人口の推計

計画を策定するにあたっては、現状の分析、ニーズ調査やそれに基づく具体的な目標事業量の設定等を行いつつ、策定作業を進めるべきものとされています。本計画における子どもの人口の推計にあたっては、「財団法人こども未来財団」が作成する「地域行動計画策定の手引き（平成15年8月）」に基づき、住民基本台帳人口（平成21～25年の各4月1日時点の各歳別人口）を用いて、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

本市の0歳人口は減少していくことが予測されており、就学前児童（0～5歳）でみると、平成26月4月1日現在で2,619人となっていますが、平成31年には2,517人へと、約100人減少する見込みとなっています。

減少していく主な理由としては、子どもを産み育てる可能性が高い20歳代、30歳代の女性人口の減少や、婚姻率の低さが考えられます。

なお、教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出については、この人口推計に基づき行っていきます。

子ども人口の将来推計

## ５．アンケート調査結果

■子育ての状況

主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が最も多く59.1％、次いで「主に母親」38.5％となっています。「主に祖父母」と回答した方は0.6％でした。

また、子育てに関して祖父母等の親族の協力が日常的に得られる家庭は44.1％、緊急時にみてもらえる家庭は56.4％で、日頃、協力を得ることができない家庭は7.3％でした。

主に子育てを行っている人

日頃、協力を得られる親族・知人の有無

■定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業については、全体の81.3％が利用しており、中でも「認可保育所」が82.4％と最も多く、次いで「幼稚園」が14.6％となっています。

今後、定期的に利用したい事業についても、「認可保育所」が74.5％と最も高く、次いで、「幼稚園」が29.3％となっています。

利用状況

利用している事業と今後の利用意向

■地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

子育て中の親子を支援する地域子育て支援拠点事業については、0～2歳の保護者の17.7％が利用している状況です。

「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した方を合わせると全体で29.2％となっており、特に、菊之池小学校区のニーズが高くなっています。

利用状況

利用意向

■土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向について、「利用したい」と回答した方は、土曜日が51.2％、日曜日・祝日が21.0％でした。

また、幼稚園を利用している人の長期休暇中の利用意向については、「ほぼ毎日利用したい」が24.5％、「週に数日利用したい」が34.7％で、「利用する必要はない」と回答した人は27.6％となっています。

土曜日、日曜日・祝日の利用意向

幼稚園の長期休暇中の利用意向

■病気の際の対応

お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業を休んだ経験のあった人は84.8％でした。

その際の対処方法は「母親が休んだ」が最も多く81.3％で、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった（52.9％）」となっています。

保護者が休んで対応した経験のある人に、病児・病後児のための保育施設等の利用をお聞きしたところ、「利用したいと思わない人」が68.0％で、できれば利用したいと考える人（30.1％）を倍以上上回っています。

病気やけがで教育・保育の事業を休んだことがあったか

その際の対応方法

保護者が休んで対応した経験のある人の

病児・病後児のための保育施設等の利用意向

■小学校就学後の放課後の過ごし方

アンケート時点で5歳以上の子どもを持つ保護者に対して、小学校に就学した場合の放課後の過ごし方についてお聞きしたところ、低学年、高学年時ともに、「自宅」が最も多くなっています。2番目に多い回答は、低学年時が「放課後児童クラブ（35.7％）」、高学年時が「習い事（49.0％）」となっています。

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方

# 第３章　計画の基本構想

## １．基本理念

本市では、平成17年に菊池市次世代育成支援前期行動計画を、平成22年に菊池市次世代育成支援後期行動計画を策定し、「地域の力で　のびのび　きくちっ子」を基本理念とし、「地域ぐるみで子育て家族を応援しよう」のスローガンのもと、子育て支援施策を推進してきました。

次世代育成支援対策推進法が延長されたことに伴い、本計画においても、基本理念を継承し、地域における子育て支援、親子の健康の確保など、総合的な少子化対策の推進に取り組みます。

|  |
| --- |
| 基　本　理　念地域の力で　のびのび　きくちっ子 |

＜施策推進の考え方＞

本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長は、将来の菊池市を支える人材の育成につながります。

しかし、子どもや家庭を取り巻く社会状況は厳しく、子育てには様々な困難が生じており、地域ぐるみで子どもの成長を見守る体制づくりが求められています。

そこで、本市の子ども・子育て支援施策を推進するにあたっては、7つの基本目標と1つの重点目標を設定し、社会全体で子どもたちの成長を見守っていく環境づくりに取り組み、ひいては市の目指す将来像である「安全・安心の癒しの里『きくち』」の実現に努めます。

## ２．基本目標の設定

基本目標１　みんなで子育てを支えあう体制づくり

地域ニーズに応じた、多様なサービスを提供する体制を整えるとともに、保育・教育等関係機関が連携して、サービスの質と量の充実を図り、地域社会で子育て家庭を支援する環境づくりに取り組みます。

基本目標２　安心して子どもを産める健康づくり

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子の健康を守る保健の充実を図ります。また、食育をはじめとする健康教育を通して、子どもの健やかな成長を支援し、心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標３　のびのびと子どもが育つ環境づくり

保護者や家庭をはじめとする、子育てに関わる全ての市民や関係機関、団体等と連携して、地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくりを目指します。また、子どもたちの心豊かな成長と体づくりのために、自然とふれあう機会や地域の人との交流の場を提供し、スポーツ活動等を推進します。

基本目標４　子育て家族が暮らしたいまちづくり

地域における子育て支援ネットワークづくりや、道路環境・施設等のインフラ整備を行い、子育て家庭が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

基本目標５　家族で子育てできる仕事と生活環境づくり

働く男女にとって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた環境を整備するため、家庭環境や子育て環境等に配慮した取り組みを推進し、男女が協力して子育て・働き続けることのできる社会づくりに取り組みます。

基本目標６　子どもを危険から守るまちづくり

地域全体で協力して、子どもの交通安全や犯罪・非行を未然に防ぐなど、子どもを守る取り組みと安全対策を推進します。

基本目標７　きめ細やかな支援体制づくり

子育てについての大きな不安やストレス、悩みを抱える親に対して、相談等の支援ができる体制を整えます。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭、障がい児を抱える家庭等、配慮が必要な家庭や子どもそれぞれの特性に合わせた継続的な支援の充実に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| **重点目標** | **子育て世代が移住・定住しやすいまちづくり** |

本市は、「安全・安心の癒しの里『きくち』」を実現するために、都市機能を集積する市内中心部と、豊かな自然環境と歴史を有する周辺部がそれぞれに連携・協力して、生活機能と豊かな自然環境が結びつく「中心市宣言」を行いました。

本市の子育て支援策は、この「中心市宣言」に基づき、子どもを産み育てやすい環境づくりを整備することで、菊池市から都市圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、都市圏から菊池市への移住を推進するための受け皿づくりを進めていきます。

移住・定住しやすいまちづくりのための子ども・子育て主要施策

|  |  |
| --- | --- |
| ①保育所・認定こども園・幼稚園による子どもの受入体制の確保 | 教育・保育どちらを希望される場合であっても、希望施設に入所できるよう、引き続き適切な受入体制の確保に努め、待機児童ゼロを今後も維持します。新制度移行後も、利用者負担額を低く抑えることで、子どもを産み育てやすい環境づくりに取組みます。 |
| ②地域子育て支援拠点事業による育児相談・孤立化の解消 | 乳幼児の保護者が、気軽に育児相談・育児不安の解消ができる場として「つどいの広場」・「子育て支援拠点事業」の充実・ＰＲを図ります。 |
| ③病児・病後児保育による働く保護者の支援 | 子どもの急な発熱など、病気中の子ども又は快復期である病後の子どもをお預かりすることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 |
| ④放課後児童健全育成事業による働く保護者の支援 | 共働きなどにより、小学校の放課後や長期休業時に子どもを見ることができない場合、子どもに遊びや生活の場を提供します。 |
| ⑤すくすく子宝祝金による多子出生の推進 | 第３子以降の子どもを出生された場合に、子どもの出生を祝福し、子どもが健やかに成長することを願って10万円を支給します。 |
| ⑥子ども医療費助成による早期治療・健康の保持 | 子どもの病気の早期治療、子育て支援の充実として、小学校6年生の子どもまでは医療費の全額を助成します。中学校1年～3年生までは1,000円（外来）を自己負担とし、差額を助成します。 |

## ３．施策の体系

本計画における施策の体系は以下のとおりです。



# 第４章　子ども・子育て支援サービスの提供（子ども子育て支援事業計画）

## １．教育・保育提供区域の設定

本計画を策定するにあたって、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

|  |
| --- |
| *区域の設定について** *地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案すること。*
* *小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めること。*
* *地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の認可が区域内の需要量と供給量に基づいて行われることを踏まえること。*
* *教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は同様の区域設定を基本とすること。*
* *教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態（区域の広狭）が事業ごとに異なる場合は、実状に応じて、それぞれに区域を設定することができること。*
 |

本市は、平成17年3月22日に菊池市、菊池郡七城町、旭志村、泗水町が合併してできた「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」です。

「菊池市定住化促進にむけたガイドライン（住宅対策編）」を策定し、定住化促進にむけた取組みを進めており、中心部における保育所のニーズは今後も拡大していくことが予想される一方、人口の少ない地域では定員割れをしている状況があります。

区域を設定するにあたっては、基本指針において「区域の設定は、保護者の移動状況や地域の実情を勘案すること」とされており、複数の区域を設定した場合、区域ごとに保育・教育の提供体制を確保する必要があり、他の区域が供給過多の場合でも新たに認可する必要が生じることから、需要と供給のバランスを保つことが難しく、しいては事業の継続が困難となる可能性があります。

このため、市内全域を教育・保育提供区域とすることを基本とし、需給調整を行うこととします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、下表のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 提供区域 |
| 利用者支援事業（新規） | 市内全域 |
| 地域子育て支援拠点事業 |
| 妊婦健康診査事業 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 |
| 養育支援訪問事業 |
| 子育て短期支援事業 |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支事業） |
| 一時預かり事業 |
| 延長保育事業 |
| 病児・病後保育事業 |
| 放課後児童健全育成事業 |

## ２．教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の見込み量の設定については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく推計を行っています。

児童福祉法第34条の15第5項では、教育・保育提供区域内において教育・保育事業の供給が不足している場合、認可基準を満たす地域型保育事業の設置申請に対しては原則として認可することとなっていることから、本市ではこの原則に則り、本計画に即して需給調整を行っていきます。

各年度における教育・保育の量の見込みと確保策については、以下のとおりです。

＜事業実績＞



＜見込み量と確保策＞











＜今後の方向性＞

* 平成26年4月現在、本市の待機児童は発生していないことから、出生数を含めた0～5歳の未就学児の人口減少が予測される中、認定こども園への移行支援や保育所の弾力運用等により、年度途中で増加する保育ニーズに対応していきます。
* 既存施設の認定こども園への移行を支援していくことで、多様なニーズに対応していきます。
* 市内中心部への保育ニーズの集中など、需給バランスの不均衡については、状況に応じて解決策を検討し、調整を行います。
* 小規模保育や事業所内保育などの地域型保育事業所の設置については、教育・保育の見込み量が供給量を下回る予測のため、原則として認可しない方針です。
* 新制度移行後も、保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担額を、低く抑えることで、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

## ３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

■利用者支援事業（新規）

＜事業内容＞

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が幼稚園、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」と、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」の２つの事業類型があります。

＜対象者＞

就学前の乳幼児の保護者

＜見込み量と確保策＞



＜今後の方向性＞

* 今後も、市役所や支所の窓口において利用者の申し込みや相談に対応していきますが、多様化する保護者のニーズに応じた相談・助言が適切に行えるよう、研修等を実施していきます。
* 子育て支援センターや保育所、幼稚園、関係機関等と連携し、総合的な相談・助言等に取組んでいきます。
* 専門相談員等の配置については、市民のニーズを把握しながら、本計画期間中に検討していきます。

■地域子育て支援拠点事業

＜事業内容＞

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

通常の支援事業としては、交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。

＜対象者＞

就学前の乳幼児とその保護者

＜事業実績＞



＜見込み量と確保策＞



＜今後の方向性＞

* 既存の6箇所の施設が質・量ともに十分な受け皿となるよう、事業内容の充実を図るとともに、積極的な広報活動を展開していきます。

■妊婦健康診査事業

＜事業内容＞

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

＜対象者＞

すべての妊婦

＜事業実績＞



＜見込み量＞



＜実施施設＞

熊本県内の医療機関

＜今後の方向性＞

* 妊娠中の健康管理に役立てることができるよう、今後も引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（最高14回分）を助成していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

＜事業内容＞

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

＜対象者＞

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

＜事業実績＞



＜見込み量＞



＜確保策＞

本市の保健師8名で対応します。

＜今後の方向性＞

* 祖父母や近隣住民からの援助が不足している保護者が孤立しないよう、安心して子育てができるために必要な支援や助言を行っていきます。
* 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師及び家庭児童相談員等により継続的な支援を実施していきます。
* 長期の里帰りや入院、訪問の同意が得られなかったなどの未訪問者の中にも支援が必要な家庭がいると思われることから、関係機関との連携を図りながら、状況把握に努めていきます。

■養育支援訪問事業

＜事業内容＞

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

具体的な支援内容としては、産後の育児支援や簡単な家事等の援助、未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導、児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援などがあります。

＜対象者＞

養育支援が特に必要な家庭（妊産婦を含む）

＜事業実績＞

なし

＜見込み量と確保策＞

実績がないため見込み量の推計は行いませんが、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭については、保健師や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携を図りながら、必要な支援や助言を行っていきます。

＜今後の方向性＞

* 特に支援が必要な子どもの早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

■子育て短期支援事業

＜事業内容＞

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

本事業には利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の事業形態があります。

＜対象者＞

18歳未満の子ども

＜事業実績＞





※市内に利用可能な施設がないため、市外3箇所の施設に委託して実施しています。

＜見込み量＞



＜確保策＞



＜今後の方向性＞

* 現在、市外3箇所の施設に事業を委託しています。事業の周知を図り、現状の受け入れ体制を継続していきます。

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支事業）

＜事業内容＞

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

具体的な援助活動としては、保育施設までの送迎や放課後における子どもの預かり、冠婚葬祭・買い物等の私用の際の一時預かりなどがあります。

＜対象者＞

おおむね3ヶ月からおおむね10才までの児童

＜事業実績＞



※各年4月1日時点

＜見込み量＞



＜確保策＞



＜今後の方向性＞

* 多様化する子育てに関するニーズに対応するため、今後、さらなる提供会員の確保と人材の育成に取り組みます。
* 保護者にとって利用しやすいサービスとなるよう、手続き方法などの見直し、検討を進めます。
* 病児・病後児保育との連携を図ります。
* 市広報紙や市ホームページなどを通じて、事業の周知を図ります。

■一時預かり事業

＜事業内容＞

保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において、子どもを一時的に預かる事業です。

新制度の施行に伴い、現行の一時預かり事業を基本としますが、特に幼稚園における預かり保育については、私学助成等から本事業へ移行されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | 事業概要 |
| 一般型 | 統合 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、駅ビル、商店街などの利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 |
| 幼稚園型 | 再編 | 在園児の預かり保育を行う事業。 |
| 基幹型加算 | 継続 | 通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び１日９時間以上の開所を行う事業に対する加算。 |
| 余裕活用型 | 新設 | 認定こども園等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。 |
| 訪問型 | 新設 | 保育の必要性の認定を受けない児童について、居宅訪問型保育に準じ、各家庭への訪問により一時預かりを行う事業。 |

＜対象者＞

幼稚園型：1号認定及び2号認定

幼稚園型以外：保育所を定期的に利用していない就学前の乳幼児

＜事業実績＞

* 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育



* 保育所における一時預かり（補助事業）



* 保育所における一時預かり（保育所の単独事業）



＜見込み量＞

* 幼稚園型



* 幼稚園型以外



＜確保策＞

* 幼稚園型



* 幼稚園型以外



＜今後の方向性＞

* 事業の周知を図り、現状の受け入れ体制を継続していきます。

■延長保育事業

＜事業内容＞

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、さらに30分以上、保育時間の延長を行う事業です。

新制度においては、保育所の利用について11時間利用を基本とする「保育標準時間」と８時間利用を基本とする「保育短時間」が設定されるほか、地域型保育事業として居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）が創設されます。

＜対象者＞

2号認定（保育利用）及び3号認定の乳幼児

＜事業実績＞



＜見込み量と確保策＞



＜今後の方向性＞

* 平成26年現在、私立保育所18園、公立保育所2園で実施しており、現状の受け入れ体制で対応していきます。
* 保育短時間認定（午前8時30分～午後4時30分）の前後の保育利用が必要な場合には、延長保育により対応していきます。

■病児・病後児保育事業

＜事業内容＞

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

なお、本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3類型があります。

＜対象者＞

下記のすべての要件を満たしている児童

・原則として、生後２ヶ月から小学校３年生までの児童

・病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童

・保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な児童

＜事業実績＞



＜見込み量と確保策＞



※定員×年間開所日数300日で算出

＜今後の方向性＞

* 平成24年度より、市内1箇所の保育所で病後児保育に対応していますが、今後は病児対応型の実施について、検討を進めていきます。
* 関係機関の窓口へのリーフレットの配置等について検討を進め、病児・病後児保育事業に関する理解を深めるとともに、利用の促進を図っていきます。

■放課後児童健全育成事業

＜事業内容＞

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

＜対象者＞

小学1年生から6年生までの児童

＜事業実績＞



＜見込み量と確保策＞



＜今後の方向性＞

* 共働き家庭の子どもが、小学校入学後の放課後や長期休業時に子どもを預ける場所がなくなる「小1の壁」を、今後も引き続き発生させないように取り組みます。
* 平成26年現在、施設が老朽化している放課後児童クラブや、定員を超えている放課後児童クラブがあるため、建て替えや増設、クラブの分割を検討していきます。
* 放課後児童クラブごとの実情に応じて、開所時間を延長する取り組みを、国県補助を活用した開所時間延長支援事業により推進します。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

＜事業内容＞

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

＜対象者＞

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する者

■多様な主体の参入促進事業（新規）

＜事業内容＞

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。

＜対象者＞

特定教育・保育施設等に新たに参入する民間事業者

## ４．認定こども園の普及のための考え方

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

これまでの本市の子ども・子育て支援施策において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割は極めて重要であり、今後も中心となることはいうまでもありません。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ機能を持ち、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるため、国においても政策的な普及を図っていくこととされています。

本市では、幼稚園の提供体制は充足されているものの、長期的な視点では、多様化する保育ニーズに対応できるよう、認定こども園への移行について検討していくことが重要となります。同時に、保育所においても、保護者の潜在的な教育ニーズにも対応できるよう、認定こども園への移行について検討する必要があります。

今後、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上に向けた研修に関する情報提供を行っていきます。同時に、市民に対して認定こども園の周知を図ることで、幼稚園や私立保育所が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

以上のことから、本市では、計画として認定こども園の施設数の見込みは行いませんが、移行を希望する事業者に対して支援を行っていくことで、既存施設からの移行を中心とした認定こども園の適切な普及・促進を図っていきます。

## ５．幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続の推進

年長児の段階で幼稚園・保育所、小学校、児童クラブなどの就学前と後の関係者による情報交換を行い、連携を強化することで、就学後の円滑な教育提供体制の構築を図ります。

# 第５章　施策の展開（次世代育成支援行動計画）

### 基本目標１　みんなで子育てを支えあう体制づくり

#### （１）子育て支援のネットワークづくり

○市内全ての幼稚園・保育所と小学校、中学校は、菊池市幼・保、小、中連携推進協議会においてさまざまな活動を行っています。引き続き、幼保小中間で連携を強化し、地域住民に会議への参加を要請するなどして、現在の幼・保、小、中連携推進協議会の活動の充実を図ります。

○地域子育て支援拠点施設間のネットワークづくりを進め、互いに連携・協力できる体制を整備します。

○子育て支援サービス利用者への情報提供など、引き続き、ホームページ公開やパンフレット配布等を通して案内します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 幼・保、小、中連携推進協議会 | ノーテレビデー、ノーゲームデーの実施など、市内全ての幼保小中で基本的生活習慣の定着に取り組んでいます。 | 引き続き幼保小中間の連携を強化するとともに、地域の力で子どもを育てる仕組みづくりの充実を図ります。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等の解消に取り組んでいます。 | 地域子育て支援拠点施設間のネットワークを強化し、子育て中の親子が利用しやすい環境づくりに努めます。 |
| 子育て支援情報の強化 | 子育て支援に関する情報誌の発行やホームページ・広報紙による情報の発信を行っています。 | ホームページ・情報誌など多様な媒体による子育て支援情報の発信を強化していきます。 |

#### （２）児童の健全育成

○文化・スポーツ活動、自治公民館や地区公民館を利用した子育て支援活動など、学校・公民館等を拠点とした児童健全育成を推進します。

○地域に暮らす保護者や区長会、老人会等と協力して、ボランティア活動、清掃活動、スポーツ大会等を行い、地域における児童の健全育成活動を推進します。

○子どもが本に親しむ習慣をつくるために、図書館機能を充実、強化し、子どもの読書活動を推進します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 自治公民館等における子どもの健全育成 | 夏祭り・田植え・どんどや等地域住民と交流を深め、地域全体で、子どもの健全育成を行う事業です。 | 地区ごと、季節ごとに様々な体験活動を支援します。 |
| 青少年一日一汗運動 | 青少年が地域社会の構成員としての自覚を高めるとともに地域コミュニティの促進を図ることを目的として、行政区単位で清掃活動を行う事業です。 | 趣旨の周知を徹底しながら、事業を継続します。 |
| 子ども会育成協議会事業 | 子ども会会員の健全育成に寄与することを目的とし、競技大会、市子ども会大会等を行う事業です。 | 補助金の交付を行うとともに、活動を支援します。 |

### 基本目標２　安心して子どもを産める健康づくり

#### （１）子どもや母親の健康の確保

○妊娠健康診断等の健康相談、ハイリスク妊婦訪問等の家庭訪問、育児相談や母親学級等の育児支援を実施し、妊娠から出産、育児まであらゆる面でサポートを行い、安心して子育てができるよう支援します。

○子どもの健やかな成長と、疾病、発達障がい等の早期発見、早期治療のため乳幼児健診を実施します。

○今後も、乳幼児期の事故防止や児童虐待の発生予防のため、乳幼児健診時等で事故防止の啓発を行い、家庭内や地域内での見守りを呼びかけます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 妊婦健康診断 | 妊娠中の母子の健康が確保されるように、必要に応じて家庭訪問や育児相談に対応しています。 | ハイリスク妊婦や低出生体重児について、県、産科、行政との連携で早産予防対策、出生後の成長発達を支援します。 |
| 健康診査 | 3・4ヶ月健診、6・7ヶ月健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診を実施しています。 | 全員の受診を目指し、内容の充実を図ります。特に、発達障がい等の早期発見、早期療育のため、関係機関との連携を図ります。 |
| 育児教室・育児相談 | 保健師によるアットホームマタニティ（母親学級）、1歳児の育児教室、定期の育児相談を実施しています。 | 相談指導を充実し、保護者同士の交流の場としても利用できるような取り組みを進めます。 |
| 歯科健診 | 2歳、2歳6ヶ月時に歯科健診を行っています。 | 健診内容の充実を図ります。 |
| フッ化物洗口 | 保育所・幼稚園で3歳以上の園児にフッ化物洗口を行っています。保育所等で、歯科衛生士や保健師が歯科健康教室を実施しています。 | フッ化物洗口、歯科健康教室を今後も継続して実施していきます。 |
| こども医療費助成事業 | 小学校6年生の子どもまでは医療費の全額、中学校1年～3年生までは1,000円（外来）を自己負担とし、差額を助成しています。 | こども医療費助成により、子どもの病気の早期治療、子育て支援の充実に努めます。 |

#### （２）食育の推進

○朝食をとらない子どもや独りで食事をとる「孤食」の子どもの増加により、乱れた食生活や食習慣が身につくおそれがあります。母親学級や乳幼児健診、育児相談、地域子育て支援センター等において啓発を行い、正しい食生活の普及活動を継続して実施します。

○保育所・幼稚園、小、中学校では、給食に地元農産物を利用し、農業体験や郷土料理の伝承などを通して食育の取り組みを推進します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 乳幼児健診・育児相談 | 育児に関する悩みや相談、食事に関する相談などを実施しています。 | 正しい食生活の指導や食育の啓発活動を継続して取り組んでいきます。 |
| 幼稚園・保育所等における食育活動の推進 | 給食に地元食材を利用し、子どもや保護者に安心できる給食を提供しています。 | 農作物の植え付け、収穫体験、調理体験を通して、食育の取り組みを推進します。 |
| 学校における食育活動の推進 | 給食に地元食材を利用し、食を通じた豊かな人間性の形成に取り組んでいます。 | 学校給食で日常生活の食事について正しい理解と食習慣を養い、食料の生産や配分、消費についての理解を深めます。 |

#### （３）思春期保健対策の充実

○豊かな人間性を形成すべく、教育の一環として性教育を位置づけし、低年齢化の傾向にある、性に関する問題に対して、関係機関と連携を図りながら、相談体制の強化や健康教育を推進します。

○たばこやアルコールの未成年者の心身に与える影響は大きなものです。未成年のうちに喫煙・飲酒を始めないように、喫煙・飲酒の健康への影響について知識の普及と啓発が必要です。

○低学年からの薬物乱用を地域住民も巻き込んだ啓発活動により防止します。そのために、地域のネットワーク体制を整備することが必要です。

○精神的な悩みなど、思春期の子どもの心の問題を解決するためには、専門家等による相談やカウンセリング体制の充実を図らなくてはなりません。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 薬物乱用防止教室 | 小中学校において、薬物に関する教育を実施しています。 | 危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、小中学校において「薬物乱用防止教室」を引き続き開催します。 |
| 相談員配置事業 | 児童や生徒が心にゆとりを持てるように、全中学校に「心の教室相談員」を配置し、悩みなど相談しやすい環境を提供しています。 | 問題を抱えた児童生徒の置かれた環境（家庭や学校、友人、地域社会など）へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて課題解決を行っていく「家庭教育相談員」を引き続き配置します。 |
| 適応指導教室事業 | 不登校状態にある児童生徒が学校以外の昼間通うことができる場所を提供するため、学校と家庭の中間的な施設として適応指導教室（菊池教室・七城教室・旭志教室・泗水教室）を開設しています。 | 適応指導教室において、集団活動や教育相談等を行うことで、基本的な生活習慣を整え、学習のサポートを行い、学校復帰を目指す環境を整えます。 |

#### （４）小児医療の充実

○子どもの病気は個人差が大きいので、本来はかかりつけ医が望ましいのですが、市内には小児科医が少なく、また夜間の救急の場合は、近隣市町への通院が見受けられます。

○今後は、医療機関での各種健診や家庭訪問等における相談を強化し、病気の予防と適正な受診を啓発します。

○在宅当番医制や熊本県小児救急電話相談事業の周知を図ります。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 各種健診・育児相談 | 各種健診時において、かかりつけ医の重要性と家庭看護の啓発を行っています。 | 各種健診や家庭訪問等での相談の強化を図り、病気の予防と適正な受診を啓発します。また在宅当番医制や熊本県小児救急電話相談事業の更なる周知を図ります。 |

### 基本目標３　のびのびと子どもが育つ環境づくり

#### （１）次代の親の育成

○少子高齢化社会により、子どもたちが日常的に赤ちゃんや幼児に触れ合う機会が少なくなってきました。

○子どもたちが自ら親となったときに、子どもを産み育てることを理解するために学校で学習の機会を設け、また、実際に乳幼児とのふれあいを体験することでイメージできるような環境をつくります。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 思春期教室 | 思春期の子どもたちが乳児と触れ合うことで、生命の尊さや子育ての大切さ、親としての責任や喜びについて考える思春期教室を中学校で実施しています。 | 市内全中学校で思春期教室が実施できるように、関係機関との連携を強化します。 |
| 学習の時間 | 小・中学校において、人の誕生について、学習の時間を設けています。 | 学校教育において、学年に応じて妊娠・出産・育児について、学習の機会を設け、計画的に教育を行います。 |

#### （２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

○保護者に子どもの睡眠や食事など規則正しい生活の重要性を説き、基本的生活習慣の幼児期からの定着化を目指します。

○あいさつ運動や読書活動、ボランティア活動、人権教育を通して、子どもの成長に必要な豊かな心の育成を図ります。

○授業による体力づくりや部活動の推進を図ることで、健康で強い体を育成することを目指します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 基本的生活習慣の定着 | 保育所等で生活習慣の改善に取り組みます。 | 保護者に対して、睡眠や朝食の必要性についての講習会を実施するとともに、学習や相談の機会を充実します。 |
| あいさつ運動・読書活動・ボランティア活動・人権教育の推進 | 幼保小中でのあいさつ運動、読書活動、ボランティア活動、人権教育を推進し、人を尊重する教育を進めます。 | あいさつ運動等を通じて、基本的生活習慣の確立、人を尊重する教育を進めます。小・中学校の人権教育推進体制の強化と研修内容の見直し、及び指導方法の工夫・改善を図っていきます。 |
| 体力づくりの推進 | 小・中学校においては、体力づくりに取り組み、スポーツテスト、体力・運動能力テストを実施しています。 | スポーツテスト、体力・運動能力テストの結果を活用し、基礎体力の向上に努めます。 |
| 学校評価 | 小・中学校とも学校評価（学校関係者評価）を実施しています。 | 学校評価結果に基づき、学校運営の改善を図るとともに、評価結果等を広く保護者に公表します。 |

#### （３）家庭や地域の教育力の向上

○育児不安や児童虐待等の家庭内の問題を発生させないために、保護者に対して家庭教育に関する学習機会の提供や学習活動の支援を図るとともに、家庭教育の支援に関する情報を提供します。また、保護者の家庭教育の悩みに対して対応できる体制を整備します。

○地域に暮らす高齢者など、地域住民とのふれあい交流を通して、地域への理解や愛着をもたせ、地域全体で教育していくことが必要です。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| くまもと「親の学び」プログラム事業 | 子どもの発達段階に応じて家庭で大切にすべきことなどを参加体験型で学習する県の取組です。 | 事業の周知を徹底するとともに定着に努めます。 |
| 菊池市家庭教育学級事業 | 保護者の親としての学びや育ちを応援するため、講演会、研修等の講師謝金を支出します。また、その取組を補完するため、主催講演会を開催します。 | 学習機会の充実に努めます。 |
| 適応指導教室事業 | 適応指導教室を設置し、教育相談等に努めています。 | 適応指導教室の充実、家庭教育相談員の活用を図ります。 |
| ふれあい交流 | 幼稚園・保育所等は、高齢者との交流を行っています。小・中学校は、高齢者との世代間交流や障がい者との交流などを行っています。 | 今後も、高齢者や障がい者とのふれあい交流の充実を図ります。 |
| 学校・家庭・地域連携推進事業 | 学校単位で、域内の学校関係者、地域団体等により組織した事業連絡協議会を設置し、地域教育コーディネーター各１名を配置し、学校の要望に応じた活動や家庭教育相談対応などの教育支援活動を行い地域・家庭の教育力の向上を図ります。 | 現在２校の取組を継続しながら、実施校の拡大を検討します。 |

#### （４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○この情報化社会の中を生きる子どもたちは、自分自身に大きな影響を与える情報をすぐ手に入れることができます。その中には、子どもにとって有害な情報もあります。影響を受け、子どもが非行等に走らないようにするために、携帯電話・インターネットの利用制限を行ったり、有害図書情報の制限を行ったりします。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 携帯電話・インターネットの利用制限 | 適法であれば、規制が困難な面があり、保護者による利用の制限等の指導が重要です。 | 児童・生徒に対する情操モラル教育を進めるとともに、保護者による利用制限や、有害サイトへのアクセス禁止などを指導を行うよう啓発を行います。 |
| 有害図書情報の制限 | 熊本県少年保護育成条例に基づき、青少年への有害図書などの指定が行われています。 | 有害図書、ビデオなどについて関係機関が連携・協力して子どもには売らない、見せないなどの自主的な働きかけを行います。 |
| 非行防止の体制の強化 | 児童・生徒の不良行為、暴走行為などの問題行動には、学校による指導を基本に、警察等との情報連携を進めています。 | 保護者と学校が連携して青少年の問題行動の早期発見、早期対応を図り、非行を未然に防ぎます。学校と警察との連携により、犯罪抑止を図ります。 |

### 基本目標４　子育て家族が暮らしたいまちづくり

#### （１）良好な住環境の整備

○住生活基本計画に基づき、既存住宅ストックを活用しつつ、民間市場では十分な量が確保されない場合には、市営住宅の供給を行う必要があります。

○また、子育て世帯の居住の安定性を図るために、年齢の低い子どものいる世帯に対する市営住宅の入居資格の緩和や優先入居の実施等が求められています。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 市営住宅の整備 | 市営住宅の建て替えが進められていますが、特に子育て世帯の受け皿として位置づけは行われていません。 | 市営住宅を建て替える場合は、子育て世代向け住宅の整備推進を検討します。 |
| 空き家の利用 | 中心部の商店街や中山間地の集落等に空き家が発生しています。空き家情報の提供を市ホームページなどを活用して行っています。 | 子育て世帯に対する良質な住宅の確保のため、空き家情報の提供を実施し、居住促進を図ります。 |

#### （２）良好な居住環境の確保

○子どもの生活環境を充実させるために、ユニバーサルデザインの推進や身近な公園の整備等を行い、子どもが自由に遊べる場所を確保し、協調性や社会性を身につける環境づくりが必要です。

○子育て世代が健康で文化的な生活環境を過ごせるように、身近に利用しやすい公園の計画的な整備を進めます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 公園の整備 | 身近に利用しやすい公園の計画的な整備を進めています。 | 市街地区などでは、街区公園等の都市公園について計画的な整備を図ります。空き地などのオープンスペースを活用して公園の整備を進めます。 |
| シックハウス対策 | 住宅建材等の科学物質による室内環境汚染に起因する健康阻害を予防するため、市営住宅建て替え、改善等で対策を行っています。 | 引き続き市営住宅のシックハウス対策を進めます。民間住宅における情報提供や住宅相談窓口は県関係機関の活用を図ります。 |

#### （３）安全な道路交通環境の整備

○「高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法令（バリアフリー新法）」に基づき、官公庁施設、病院等の連絡道路は、円滑な移動が可能な整備が必要とされています。

○子育て世帯が利用する道路の歩道等のバリアフリー化を推進していきます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 道路のバリアフリー化 | バリアフリー新法に基づき中心地の歩道整備が進められています。 | バリアフリー新法に基づき、子育て世帯が利用する道路の歩道などのバリアフリー化を進めます。 |

#### （４）安心して外出できる環境の整備

○妊娠中の人や、子連れの家族が利用しやすい道路・公園・公共施設を整備することで、安心してその地域で暮らすことができます。

○公共施設はもとより、民間の施設でも誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を図ることで、やさしいまちづくりを充実させます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 公共施設のバリアフリー化 | 公共施設のうち、比較的新しい施設についてはバリアフリー化の整備が行われています。 | 国や県のユニバーサルデザイン（バリアフリー）の指針に基づき、整備を進めます。 |
| 民間施設のバリアフリー化 | 民間施設のうち、スーパーなどでは、バリアフリー化の整備が行われていますが、他の施設ではバリアフリー化は進んでいません。 | 子育て世帯が多く利用する民間施設等のバリアフリー化を進めます。 |

#### （５）安全・安心のまちづくり

○子どもたちが犯罪等に巻き込まれないようにするために、道路整備、公園整備等による施設の配置は見通しの良いものにし、防犯に配慮したまちづくりを目指します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 防犯に配慮したまちづくり | 道路や公園等の公共施設や市営住宅等の整備では、子どもが犯罪に遭わないような視点での整備は行われていません。 | 今後の道路整備、公園整備等では、子どもが犯罪に遭わないように施設配置や設備の整備等を行います。 |

### 基本目標５　家族で子育てできる仕事と生活環境づくり

#### （１）仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

○次代を担う子どもたちを育てるために、社会全体で支えあう体制づくりが求められています。今後も、男女共同参画の促進や、育児をしながら働ける環境を整備し、子育て家庭が柔軟に働くことができるような支援を行います。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 男女共同参画の推進 | 「菊池市男女共同参画計画」に基づいて男女共同参画の取り組みを推進します。 | 男女共同参画社会の実現を図るために、行政施策はもとより、市民・事業所などの理解と協力を得ながら「ワーク・ライフ・バランス」等の啓発活動を推進します。 |
| 育児後の再就職の支援 | 育児等で一旦退職した人や就業経験のない保護者の再就職は困難な状況にあります。 | 県の機関である「しごと相談・支援センター」で就業相談、情報提供、技術講習等の支援を行うため、当該機関の紹介や情報提供を行います。 |

#### （２）仕事と子育て両立のための基盤整備

○出産や育児を期に退職した女性・男性の再就職を支援するために、育児をしながら働くことができるように企業向けセミナー等で意識啓発を図るとともに、保育所での延長保育事業、放課後児童育成クラブ、病児・病後児保育事業を充実していきます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 両立支援に関する企業への意識啓発 | 育児と仕事の両立支援に関する意識啓発を推進します。 | 県が実施する企業向けセミナーや出前講座について、企業の参加の呼びかけを行います。 |
| 保育サービスによる両立支援 | 育児と仕事の両立支援のために、延長保育・一時預かり事業・休日保育などの特別保育や、放課後児童育成クラブ・子育てサポートセンターなどの預かりサービスを行っています。 | 働く保護者からのニーズが高い病児保育事業の実施について検討を進めていきます。 |

### 基本目標６　子どもを危険から守るまちづくり

#### （１）子どもの交通安全を確保するための活動推進

○子どもを交通事故から守るために、警察、学校及び関係団体と連携しながら、子どもたちへ交通安全教室などの交通安全教育を実施するとともに、保護者へのチャイルドシート着用などの推進を行い、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 交通安全教育の推進 | 小・中学校では、交通安全協会による交通安全教室を実施し、登下校時の安全指導を行っています。 | 危険予測学習教材の活用や、体験・実践型の交通安全教育を実施します。 |
| チャイルドシート着用の推進 | 交通安全協会がチャイルドシートの貸し出しを行っています。 | 使用後のチャイルドシート貸し出しなどの仕組みを作り、保育所等などの保護者への着用の啓発を進めます。 |

#### （２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進

○子どもたちが安心して外で活動できるためには、地域住民の協力が必要不可欠です。PTA等の学校関係者と防犯ボランティア団体等の地域住民組織とが連携することで、子どもを犯罪等から守ることができます。今後も、住民による防犯活動や防犯パトロール、見守り活動等の実施により、子どもの安全を確保します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 地域住民による防犯活動の推進 | 育成会、区長会、老人クラブ等の地域住民組織で、子どもが犯罪に遭わないように、団体組織が結成されている校区があります。 | 地域住民の主要団体による組織づくりを支援します。情報提供やリーダー研修等を関係機関の協力の下で支援します。 |
| パトロール・登下校時の見守り活動 | 地域住民の有志により、パトロール活動が実施されています。校区単位で、地域住民により「見守り隊」などの組織が結成されており、登下校時の見守りを行っています。 | 地域住民の主要団体や個人等の組織によるパトロール活動の実施を働きかけます。登下校時における見守り活動の実施を働きかけます。 |

#### （３）被害に遭った子どもの保護の推進

○犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、必要な支援を実施します。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 被害に遭った子どもの保護の推進 | 犯罪、いじめ、児童虐待により被害を受けた児童の把握に努めています。 | 犯罪、いじめ、児童虐待等が発生した場合には、立ち直りを支援するために、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施していきます。 |

### 基本目標７　きめ細やかな支援体制づくり

#### （１）児童虐待防止対策の充実

○保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」が連携を図り、虐待の防止や早期発見等さまざまなケースに対応できるよう機能を強化します。

○保護者に対する相談機能の強化や支援策として、民生委員・児童委員等を活用して連絡体制の充実を図ります。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 乳幼児家庭全戸訪問事業 | 児童虐待の発生を予防するため、健康診査等の母子保健活動や医療機関との連携を図っています。 | 乳幼児家庭全戸訪問事業等を活用しながら、早期発見に努め、療育支援訪問事業等の適切な支援に努めます。 |
| 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会 | 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を設置し、個別にケース会議を開催しています。 | 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会が個別のケースの解決につながるよう、機能強化を図ります。 |

#### （２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭の増加により、生活の安定と自立に悩みを抱える家庭が増加しています。子育てと仕事を両立させることができるよう、保育所・放課後児童クラブの利用支援や、就業支援等を行い、相談体制の充実や必要な支援を講じます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| ひとり親家庭の保育料減免 | ひとり親家庭の児童が保育所に通う場合、ひとり親家庭の収入に応じた保育料の減免措置を行っています。 | 今後もひとり親家庭の児童が保育所に通う場合、保育料の支援を行っていきます。 |
| 母子家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭へ、必要に応じた生活援助を行う家庭生活支援員を派遣しています。 | 母子家庭等日常生活支援事業の制度の周知を図り、利用の促進に努めます。 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親の父母及びその児童、父母のいない児童の一部負担金の3分の2の額を助成しています。 | 引き続き継続してひとり親家庭等医療費助成事業を実施していきます。 |

#### （３）障がい児施策の充実

○障がい児は、乳幼児期から早期にかつ適切に療育を行うことが重要であるため、菊池地域療育センターと連携を図り、早期療育ができる体制を整えます。

○障がい福祉サービスの利用や、保育所等や放課後児童クラブでの受け入れ、特別支援教育などを通して、自立の支援に努めます。

【主な取り組み事業】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 今後の取り組み |
| 療育体制の整備 | 菊池圏域地域療育センターにおいて、療育、個別相談、学習会、情報交換、施設等への支援を行っています。また、障がい児の療育として、児童発達支援や放課後デイサービスなどの福祉サービスによる支援を行っています。 | 今後も菊池圏域地域療育センターのサービスが適切に利用できるように、整備・改善を図ります。障がい児がライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援を受けることができるよう支援を行っていきます。 |
| 障がい児保育事業 | 幼稚園や保育所等への通園が可能な障がい児は、幼稚園・保育所等での受け入れを行っています。 | 希望の幼稚園・保育所・放課後児童育成クラブで受け入れ可能となるように支援を行っていきます。 |
| 特別支援教育 | インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子を早期に発見し、就学前から学齢期における療育・支援につなげ、子どもたちが健やかに成長できるようにします。 | 関係部署、専門機関等との連携、情報の共有を進めるとともに、園、学校の特別支援教育コーディネーターの資質を高めます。 |

# 第６章　計画の推進体制

## １．計画の推進

本計画の基本理念である「地域の力で　のびのび　きくちっ子」の実現に向けて、子育て世代が移住・定住しやすいまちづくりに向けた各種施策を効果的に推進していくため、本市の関係課で連携を図るだけでなく、地域住民や医師会、事業者、国・県・近隣市町村などの行政機関等との連携・協働による推進を図るとともに、市民や事業者の自主的な活動を積極的に支援していきます。

## ２．計画の進行管理

本計画における量の見込みや施策の進捗を菊池市子ども・子育て会議において進行管理することで、計画の実効性を高めていきます。

|  |
| --- |
| 菊　池　市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度） |
| 平成27年3月発行　菊池市　子育て支援課〒861-1392熊本県菊池市隈府888電話　0968-25-7214（子育て支援係） |